

まん延防止等重点措置区域へ移行 県民一丸となって感染収束を！

本日、6月21日(月)から7月11日(日)までを期間とし、緊急事態措置区域からまん延防止等重点措置区域に移行しました。

新規感染者数の減少、医療体制の安定をめざし、変異株などに注意しながら、リバウンドさせない取組が必要です。今こそ、**県民一丸となって感染を収束させなければなりません。**引き続き、**気を緩めず、ご協力をお願いします。**

事業者の皆様へ

1. 飲食店等での対策の徹底

- **飲食店等は、感染対策を徹底の上、営業時間と酒類提供時間の厳守（措置区域での酒類提供は土日禁止）をお願いします。**

	措置区域	その他区域
対象地	神戸市 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市) 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 姫路市	北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町) 中播磨地域(神河町、市川町、福崎町) 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町) 但馬地域(豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町) 丹波地域(丹波篠山市、丹波市) 淡路地域(洲本市、南あわじ市、淡路市)
期間	令和3年6月21日(月)～7月11日(日)	
措置内容	営業時間：5時～20時 酒類提供：平日：11時～19時、土日：禁止 ※カラオケ設備の利用自粛	営業時間：5時～21時 酒類提供：11時～20時 ※カラオケ設備の利用自粛

- **コンビニ等の店先や路上等での飲酒禁止の呼びかけをお願いします。**

2. 事業所・施設等での対策の徹底

- **事業所や社会福祉施設等での従業員の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など基本的な感染対策の徹底をお願いします。**
- **事業所や施設内で感染が疑われる事案(発熱など)が発生した場合は、直ちに保健所に連絡し、指示に従ってください。**
- **従業員や施設の利用者は、家族に症状(発熱など)がある場合やPCR検査を受けている人がいる場合は、出勤や施設の利用は自粛してください。**
- **出勤者の7割削減を目指し、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議等の推進、取組状況の公表をお願いします。**

3. ワクチン職域接種の取組の推進

- **「職域単位のワクチン集団接種」が本日から始まります。企業等の皆様は、単独実施や共同での実施など、積極的な取組をお願いします。**

令和3年6月21日